

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年12月3日(水)午後4時00分～午後4時30分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員(14名)

農業委員		
1番	大森	憲一
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員(0名)

農業委員

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 坂口 寛
事務局員 永口 拓樹

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件
- (3) 議案第3号 非農地通知申出の件
- (4) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、12月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、12月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により7番 折谷 秀幸 委員、9番 高嶋
香織 委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。
議案書は、1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。
令和7年12月3日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は96.00㎡です。
続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町平柳〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町草野〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町平柳大門〇〇番〇外1筆、地目は田、2筆、合計96.00㎡
です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

荒尾和彦委員、高嶋香織委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、泊地区、平柳地内、譲受人の自宅から約50m圏内の距離に位置して
おります。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、申請地は譲受人が管
理・耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、管理・耕作してきている
ことから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満
たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願いいいたします。

会 長 議案第1号につきまして、審議したいと思います。

まず、私から意見を述べさせていただきます。

会 長 現地確認では、申請地平柳大門〇〇番〇は、コンクリート畦畔で囲まれた不整形狭小地ではありますが、草刈りで十分管理されており、隣地には被害がないものと思われ
ます。

平柳穴田〇〇番は、申請人の自宅及び畑に隣接する農地で、きれいに管理されてお
り特に問題はないものと思われ
ます。

このことから所有権移転後も、これまで通り問題なく管理されると思われることか
ら適当と判断します。

会 長 次に、高嶋委員から意見ををお願いします。

高嶋委員 荒尾会長、事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われ
ます。

会 長 議案第1号につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号は申請どおり許可いたします。

会 長 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」、次のとおり、農地中
間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、朝日町農用地利用集積
等促進計画案の提出がありましたので、その意見を求めます。

それでは議案の説明に移りたいと思います。

初めに農地中間管理事業に係る促進計画の集積についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は24件となり、

田：70筆：99,895.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の集積についての利用権設定状況の内
訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、11件、54,390.00㎡、全て再
設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、13件、45,505.00㎡、全て再設定と
なっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各24件、99,895.00㎡のうち借り手はすべて公社で
あります。

町外の貸し手は、10件、34,936.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて農地中間管理事業に係る促進計画の配分についてですが、10ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は24件となり、
田：70筆：99,895.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、11ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の配分についての利用権設定状況の内訳となります。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、11件、54,390.00㎡、全て再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、13件、45,505.00㎡、全て再設定となっております。続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各24件、99,895.00㎡のうち、貸し手はすべて公社となっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号につきまして、審議したいと思います。
議案第2号において、当事者である委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。
まず、9ページの議案第2号369番から371番について審議したいと思います。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
9ページの議案第2号369番から371番について、ご意見及びご異議はありますか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きます、10ページの議案第2号、372番の案件について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
10ページの議案第2号、372番の案件について、ご意見及びご異議はありま
せんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり
決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きます、10ページの議案第2号、374番から376番について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
10ページの議案第2号、374番から376番の案件について、ご意見及びご異
議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり
決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第2号の案件について審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 議案第2号につきましては、当委員会からの意見はないものとし、富山県農林水産公社理事長へ提出します。

会 長 次に、議案第3号「非農地通知申出の件」を上程いたします。
事務局から説明願います。

事務局 12ページをご覧ください。
議案第3号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。

令和7年12月3日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

申請人は、石川県河北郡内灘町〇〇〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、蛭谷字鍋利滝〇〇〇〇番〇外9筆、地目は田6筆1, 715.00㎡、畑4筆246.00㎡、計1,961.00㎡で、現況は山林及び原野です。

13ページをご覧ください。

申請地は、字で5つあります。

字は鍋利滝で2筆、弥七郎山で4筆、前平で1筆、坪野で2筆、見野和で1筆です。

鍋利滝は林道蛭谷線起点から約270m進んだ地点にある簡易水道施設地点から川を挟んだ左岸側にあります。蛭谷線起点には鳥獣被害対策用のゲートがあること、対岸へ渡る橋梁もないこと、併せて既に植林がなされており農地として復元利用することは困難であると判断しております。

弥七郎山は林道蛭谷線起点の川を挟んだ左岸側にあります。北陸電力の変電所施設の横にあり、当該地に進入する道路や橋梁も存在せず、現状は原野化しており、今後も耕作できる環境がなく、復元利用することは困難であると判断しております。

見野和は蛭谷2号線の起点から約240m進んだ地点のかつて加羅登と呼ばれた字（現在は基盤整備がなされている）の田の山中にあります。進入路もなく、現況は山林となっており、復元利用は困難であると判断しております。

前平は蛭谷集落の背後地、蛭谷神社付近から始まる林道中山線起点から220m程

度入った箇所にある堰堤の左袖側にあります。林道の起点には有害鳥獣の侵入を防ぐ耐雪型侵入防止柵のゲートがあること、堰堤を越えるための橋梁もなく、現況は山林となっており、復元利用は困難であると判断しております。

坪野は先述の前平よりさらに奥地であり、現況は山林、復元利用は困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を山林及び原野に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、1件 田6筆、畑4筆、合計10筆
1961.00㎡となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明ありました議案第3号の議案につきまして、審議したいと思えます。
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…1月9日(金)16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして12月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

・午後4時30分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員